

Title	Magna Cartaをめぐる二・三の問題(続・三の上)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century (V)
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1971
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.4 (1971. 5) ,p.1(521)- 38(558)
JaLC DOI	
Abstract	Magna Cartaに関して、いくつかの側面から考究を加えて来たが、更にここにこれまで取上げなかった点である一一五年ラニミードでの制定以後の経緯について、Magna Cartaの若干の条項を中心に考察を加え、一三世紀のイングランド政治社会の変遷の一面に対する私見を述べて見たい。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Magna Carta をめぐる

11・11の問題（続・11の上）

森 囲 敬 一 郎

Magna Carta は闇として、さくつかの側面から考究を加えて来たが、更にここにこれまで取上げなかつた点である 11 世紀から 13 世紀のイギリスの政治社会の変遷の一画面に対する私見を述べて見たい。

Magna Carta が後世に残るイングランド国制史上的基本的文書となつたについては、1111 年六月十九日、Magna Carta を国王ジョンが承認して以後の経過を顧みる必要がある。即ち、ジョンは、Magna Carta を承認する一方、Richard de Marais をローマに派遣し、ローマ教皇インノケンティウス三世は、勅を下して国王の主張を認めるがゆゑに、⁽¹⁾ に策動せしめた。この結果、教皇は、Magna Carta の全面的取消し、即ちの Canterbury 大司教であつ、Magna Carta の成立に際して諸侯側に立つて力のあつた Stephen Langton のカンタベリ大司教位よりの退放、ベロハ側の金支持者の破門を定めて国王の立場を擁護した。ひんと、国王に叛逆するベロン側は、フランスに援助を求め、1111 年

Magna Carta をめぐる 11・11の問題（続・11の上）

(H111) 1

には、王太子ルウェイ（後の聖ルウェイ王）は、部隊を率いてイングランドに入り、六月一日にロンドンに入城し、叛徒は、ルウェイを、ジョンに代えて封主＝国王として認め、彼は、「国土の法」と慣習の遵守を約すると共に、敵へ Magna Carta の確認を行つたものと謂われる。この内戦の間に、一一一六年一〇月十九日、ジョン王は急死し、九日後に、ジョン王の子／／ンリー三世が、William Marshal 及び教皇特使 Gualo の支持によつてグロスターで戴冠せられ、一一一六年一月一一日には William Marshal 及び rector regis et regni となり、幼王／／ンリー三世（当時九才）は、ウインチエスターの同教 Peter des Roches に詔された。内戦を終結せしめて事態の収拾を図つたとして、William Marshal 及び Gualo 等は、一一一六年一月一一日、／／ンリーの名に於いて Magna Carta も公布し、彼等一人が副署を行つた。これは、国王・バロン派二派に分れて戦われている内戦終結のため、諸勢力の妥協点を Magna Carta の諸条項の内に見出し、自ら新国王の政策の基調をこれによつて公に示すことによつて、新国王の支持者を増して内戦を終結せしめるために他ならない。この Magna Carta の再公布が、一一一五年当時とは逆に、王党派と教皇特使によつて推進され、また、インノケンティウス三世の後をついた新教皇ボノリウス三世も支持したことは注目に値する。⁽³⁾しかし、この一一一六年の再公布に当つては、当然のことながら、王権への不当の制限と考えられる諸条項は削除もしくは修正された。

その後、国王の支持にまわる諸侯は増加し、一一一七年九月までは、ルウェイも／／ンリーと和睦し、Treaty of Lambeth が締結せられた。Roger of Wendover は、国王・バロン両派の平和の諸条項を記した後に、「イングランドの国王は、教皇特使及び Marshal と共に、福音書にかけて、イングランドのバロン並に他の全ての人々に、以前に要求され、ジョン王とバロン達との間に紛争の起つむとなつた全ての「諸自由」（liberitates）と共に、全ての彼等の諸権利と相続財産とを恢復することを誓つた」と記している。そしてこの約束に基き、一一一七年一一月六日に、更に修正された Magna Carta ⁽⁴⁾ が公布された。

一一一八年春、亡命中であった Stephen Langton は帰国し、また Gualo もタリヤに帰り、代りて新たに Pandulf が教皇特使となつた。彼は、その後 William Marshal の死後（一一一九年）、rector regis et regni となり、同教 Peter des Roches も Justiciar, Hubert de Burgh もいたるが、無秩序状態の克服と法と平和の再建に努めた。対外的にも、ウェールズ、ベロントン、アイルランドとの平和が締結され、又、ガスコーニの平定も行われた。一七七年から一一二三年に至る時期には、政府側に約束違反や Magna Carta 無視の事実はなく、謂わば大諸侯の利害を充分に体得する有能な側近（特に William Marshal, Hubert de Burgh）の適切な統治によりて、諸侯勢力と王権との間の関係が良好であった時期であったと見えよう。一一一〇年五月一七日、忏悔王は教皇ホノリウス三世の示唆により、ウェストミンスターに於いて、伝統の形式に従つて再び戴冠し、一一二三年四月一三日、教皇は、一一一八年一〇月一日を以て忏悔王が成年に達することを宣証した。やがて再度 Magna Carta 再公布の要求が起つた。これは、一つには、忏悔王が成年に近づいたため、改めて国王自身の綽名である Magna Carta が再公布される必要が感ぜられたこと並んで、次の如き経緯も存した。即ち、財政的必要から、政府は、不測に田畠の手中に陥つた城塞、王領地、没収財産等の国王の手中への奪還を考え、一一二三年一月、内乱勃発以前にジョン王が享有していた諸権利を調査するための宣誓審問を組織する Writ を発した。これをジョン王時代の「悪しき慣行」の再現と考えてバロン層の一部は非常な不満をもち、政府がかかる意志のないことを公式に表明しても不満は収まらず、一一二四年一月、クリスマスの集会に於いて、国王が臣民の諸権利の尊重を確認することを求めた。この時は單に国王の約束を得たのみであったが、同年末に、国王が全ての動産に対する十五分の一税を要求した時、遂にバロン側は国王に Magna Carta の再確認を要求して、その目的を遂げ、翌一一二五年一月一一日、忏悔王は、国王自身の確認する Magna Carta を「御料地令」と共に公布し、Stephen Langton は、この Magna Carta の諸条項に違反する者に「破壊」を以て罰することを宣した。

この 1111 年の Magna Carta は、極めて軽微な修正を除く、その後幾々ある補正に「再確認」かられる際の正文とは
べくも。 Magna Carta は、1111 年、11117 年、11115 年、⁽¹⁾ ハリー 1 世の治下で 11 度再公布されたこ
るが、それが全て国王側から行われたことは注目と異なる。 その内 1111 年の Magna Carta は、緊迫した事態
に対処する必要から発布されたものである。 可成り「仮の」一時的なものとしての性格が強く。 これに比して 1111
七年の Magna Carta は、内容に於いて推敲を加え、よりよく整備された。 一方、国王と臣民、特に「ローランド」の利害の
衝突する分野である国王の「御料林」に関する規定も Magna Carta の除外、更に整備してこれを「御料林令」と
して 1111 年の Magna Carta との統治・行政にかかる諸条項が内容豊かとなると共に、大諸侯の利
害を彼等の封臣封臣の間の配慮が見られる点が注目される。 されば 11115 年の Magna Carta
は、用語、表現に於いて一層の精緻化が加わると共に、それが、諸侯その他の出力による戦いが主たるものではなく、
国王自身の自発的意志による臣民に対する命令を含み、 Magna Carta は反対する全ての
政策と立法とが無効であるとした。 ⁽²⁾ Magna Carta の拘束力を強調してこの点が注目される。 既に、一方では、
Magna Carta の拘束力を強めつても、それがあくまでも国王の自由意志による立法であることを明かにしてくるので
ある。 Stubbs の述べる如く、後の国王の多くの立法の基点をなすものでもあり、また、国王の立法権と立法の拘束力
の主張もゆがてこない面をゆくに至った。 更に発布に至る現実の歴史的経過を見るに、11115 年には、ジョン側は、
Magna Carta の再公布と交換に十五分の一税に同意を与えてこ。 これに、その後ハリー 1 世、ハーヴィー 1 世の治
世を経て、⁽³⁾ 1111 年の再確認が行われる。 課税要求に対し、臣民が Magna Carta の確認を求める、国王による Magna Carta

の確認と引換えに課税要求に同意するとこう一つのパターンの先駆的な現われである。

以上、一一一五年の *Magna Carta* の成立までの大体の経過を記した。しかし、ヘンリー三世及び次のエドワード一世の治世を通じて、しばしば *Magna Carta* が再確認せられている。即ち、少くとも公式には、ヘンリー三世の治世には五回、エドワード一世の治世には一回の再確認が行われ、これに加えて数回の非公式の確認もしくは遵守の約束がなされていふ。これは、王権の拡大と経済の進展とによって、財政規模の増大を招いたために、国王が封建的王権の財政の理想である「国王は自ら賄う」原則、即ち、王領地の収入、裁判収入その他に加えて、（一一一五年の *Magna Carta* の規定する範囲での）「御用金」、「相続料」、「結婚同意料」、「軍役代納金」等の収入にのみ依存し得ず、所謂「臨時御用金」と称する動産課税を徴収する必要が増大していたこと、更に、ヘンリー三世治下には、度々の外征のために財政的逼迫が生じ、このために上記の「臨時御用金」の徴収の必要が倍化され、これを行うために、国内諸侯よりも外来の寵臣を側近に登用しあるいは地方官に任命し、彼等を通じて恣意的な統治を行つたことの一因がある。

註

(1) ローマ教会とジョン王との関係については、イングランド教会の複雑な動向ともからんで、困難な問題が多い。他日別稿に於いて私見を纏めて見たいので今回は記述を最少限にとめるが、詳細な検討は全て割愛する。

また西部諸州並に Marcher Lords が多数出席した。このとくに見られるようだ、ヘンリーを擁立しやの手段として *Magna Carta* の再公布を行うとの政策に臨時教会の支持は顕著である。

(2) この時には、ジョン王の一一一五年の *Magna Carta* のなかで問題の多いと思われる諸条項を除き取敢えず承認した。後に本格的討議の行える時まで最終的な公布を約していふ。

(3) Wendover, Flores Historiorum, p. 402-3.

(4) 一一一五年の *Magna Carta* は、「領料地」関係の諸条項が独立して Charter of Forest となつたこと、「王位」の尊厳もしくは王権の行使に不当な制約を加えると見られる諸条項を削除していふために、一一一五年の六三ヶ条から三七ヶ条に減じてゐる。この内七ヶ条（第一条、第四条、第六条、第八四人のアールしか出席しなかつたが、一人の同教が出席）

条、第一〇条、第一一条、第一五条、第一七条、第一二一条、第二〇一条、第二二〇条、第二二四条、第二二五条、第二二六条、第二二七条、第二二四条)

は、一一五年の *Magna Carta* との内容における、九ヶ条(第一条、第八条、第九条、第一四条、第一〇条、第一一八条、第一九条、第二〇条、第三四条)は若干の修正を含むが、一二一五年の条項を統合したもの。七ヶ条(第三条、第五条、第七条、第一一一条、第一九条、第一二一条、第二二一条)は増補を含む。

三ヶ条(第二二二条=土地譲与による封の毀損の禁止、第二二六条=宗教団体への封の移譲の制限、第二二五条=Sheriff's Tourney 及び *View of Frankpledge* による規定)は全くの新設。二ヶ条(第二二一条、第一六条)は *Second Magna Carta* による事柄についての新規定(第一二二条=Petty Assize、第一六条=河川の堤防工事について)。

また、社会的諸階層別に関係のある条項を表示すれば、

- (1) アーヴィング、(第二二二条、第二二五条、第二二六条、第二二七条の全部)、第一四、八、一九、二二四、二二九、二二二、二二七条の各項の全部)、第一四、二二条の一部。及び(1)の諸条項)。
- (2) ナイト(第一四、二二二条の一部を除く、前掲の諸条項)、第一二〇条。及び(2)の諸条項)。
- (3) 自由人、(第一四、二二四、二二九条)。
- (4) Villein 及上の全ての人々(第八、二二、二二二、二二三、二二四、二二五、二二六、二二七、二二八、二二九、二二二、二二四、二二五、二二六、二二七(の第二項)の各

条)。

(5) 都市民並に商人(第九、二四、二二二、二二〇の各條)。

(6) Villein (第二二四条)。

(7) 聖職者(第一、二四、二二、二二六、二二七条。但し、世俗の領地をもつたものでは、その諸条項)。

(8) F. Thompson, *The First Century of Magna Carta* (New York, 1925) p. 9-11 によると。

(9) Stubbs は、この句の意味を、後の国王に立法権を確保する意図を示すものとしている(Constit. Hist., vol. II, p.)が、他の歴史家(Thompson, Holt)は、*Magna Carta* が国王の権限の田舎的制限であるとしている。

(6) *Magna Carta* の取扱い

年 取扱いられた条項 事 由

年	取扱いられた条項	事由
1220	37	Complaint by Archbishop of Dublin
	1221	12 Individual appeal
	1226	35 Appeal to king against sheriff
	1231	35 Appeal against sheriff
	1234	35 Amplified in king's council
	37	Applied to new provision
	37	Upheeld by king
	11	Individual appeal
	24	Protest among barons in council
	1237	11 Individual appeal

1252	9	Reference by chronicler (vague)	31	Individual appeal	
	5	Complaint by chronicler	(1275-85)19	King's reply to articles of the clergy	
1253	14	Order to sheriff enforcing provision	1279	13	Recognized in king's orders
	23	Complaint and action by Londoners		34	Individual appeal
1254	14	Violation corrected by king for St. Albans		4	Statute of Gloucester
	37	Order for observance	1283	16	Complaint by the men of York
(1250-58)	2, 24, 26	Bracton's <i>De Legibus Angliae</i>	1284	33	Complaint by archbishop
1257	5	Complaint: articles in convocation	1285	11	Complaint in petition of archbishop and clergy
	18	Complaint, articles in convocation		26	Statute of Westminster II
1258	31	Provisions of Oxford	1290	14	Accusation of violation in trial of judges
	32	Individual appeal		12	Individual appeal (two cases)
	5	Complaint in articles of Merton convocation		34	Individual appeal
1259	35	Provisions of Westminster		11	Individual appeal
1265	9	Complaint by chronicler		7	Individual appeal
1266	4	Dictum of Kenilworth	1292	24	Individual appeal
1267	35	Statute of Marlborough	1298	11	Order of justices
1269	35	Appeal to king from county of Northumberland	1299	19	Grievances of clergy
1272	13	Recognized in king's orders, (two instances)	1300	9, 11	<i>Articuli super cartas</i>
	8	Recognized in private grant from king	1302	23	Complaint of Londoners; royal investigation
1275	4, 5	Statute of Westminster I		24	Individual appeal
1276	34	Upheld by the sheriff	1306	27	Individual appeal
Magna Carta 1215 • 1100 韓國 (韓 • 1100)					

II

既に述べたように Magna Carta は、一二一五年に発布せられてから後、一二一六年、一二一七年、一二一五年に修正、再公布され、そのいづれもが国王側の人々によつて行われた。諸侯勢力による王権への過度の抑圧が、これらの再制定に当つて削除せられたことは、けだし当然と言わなければならぬ。一二一五年の Magna Carta の諸条項中、最も徹底した王権抑圧の内容をもつ条項は、

「その上、朕は、神のため、朕の国土の改革のため、朕と朕のバロン達の間に起つた争のよりよい解決のため、全て上述のことを行つたのであるから、また、朕がこれらのことどことが充分にまた乱されることなく享受されることを望むが故に、朕は次の如き補償を彼等に認めかつ与える。即ち、バロン達は彼等が望むこの国土のいかなるバロンたると二五人を選び、これらの人々は全力をつくして、朕が本証書によつて彼等に与え確認した平和と諸自由とを遵守し、維持し、また、遵守せしめるようにすべきこと。それで、もし、朕あるいは朕の Justiciar あるいは Bailiff あるいは朕の従者の何人かがなんらかの方法で何人かに害を与えるか、あるいは、平和と安寧の諸条項に違反する場合には、そして、この違反が上述の二五人のバロン中の四人に通告せられれば、上記の四人のバロンは朕のもとか、もし朕が王国のそとにある場合には朕の Justiciar に来たり、それを朕に報知し、朕が遅滞なくそれを救済せしめるよう求めるべしであること。また、朕か、朕が王国のそとにあむとすれば、朕の Justiciar が、朕あるじは朕の Justiciar に報知せられてから四〇日以内にこの損害を救済しない場合には、上記の四人のバロンは当件を二五人のバロンの残余のものに通告し、二五人のバロンは、全土の共同体と共に、彼等がなし得るいかなる方法にでもよつて、即ち城、土地、所持物を差押えることにより、朕、王妃、朕の子の身柄の安全をまもるかぎり、あるいは彼等のなしうる他の方法によつて、差押え、彼等の判断によつて補償がなされたと考えられるまで朕に拘束を加えるべきこと、また、それが救済せられた時には、彼等は、彼等が以前になしたるごとく朕に従うべきものたること。またこの国の何人も望むものは、全て上述の事柄の遂行に於いて上記の二五人のバロンの命令に服し、能力の限り朕を拘束することに協力するべき誓を立てて差つかえないこと、また、朕は、公然かつ自由に、望む何人にも、この誓をたてることを許し、また何人にもこの誓を立てることを許し、また何人にもこの誓を立てることを決して禁じないであろう。更に朕は、自らまた彼等の自由意志によつ

て朕を拘束するべく二五人に誓をたてることを望まないこの國の何人にも上述の如き誓を立てるべく強制するであろう。また、もし二五人のバロンが死亡するか國を去るか、あるいは他のことのためにこれらの上述の諸義務の遂行を阻げられる場合には、上述のバロンの残余のものは、彼等自身の決定によつてかの人の代りとして別のものを選び、その人は他のバロン達と同じように誓を立てるべくものとする。その遂行がこれらの二五人のバロンに記されている全ての事柄に於いて、二五人が出席しなんらかのことについて互の間で意見を異にすることが偶々おこるか、あるいは、召集された彼等のうちの何人かが来る意志がないかあるいは来ることの出来ない場合には、出席した人々の多数が定めあるいは命じたことはなにごとたりとも、二五人全員が同意したかの如くに定められ決定されたものと看做されるべきこと。また、上述の二五人は彼等が全て上述のことを忠実に遵守し、それらの遵守を確實ならしめるために全力をつくすことを誓約すべきものとする。また、朕は、そのためにこれらの諸譲与や諸自由のいづれもが拒否あるいは縮少せられることのないよう、自らもまた他人を介しても、何人からも何物も受けとらないであろうし、また、もしかかることが行われたとすれば、それは無効であり、また朕は朕自らもまた他人を介してもそれを行使しないであろう。」

とある著名な第六十一條である。即ちこれは、國王に *Magna Carta* に違反ある場合に、王権の行使を二十五人のバロンの委員会の統制下に置くことを規定するものであつて、國政運営を直接的に諸侯の手に握ることを企図するものであつた。本條項が、一一一六年、一一一七年、一一一五年の条項に於いて省略せられたことは、これまで述べた所から当然とせられるのである。しかし問題はこれを以つて終つたのではなかつた。

前節に既に若干触れておいたように、ヘンリー三世がやがて親政を行うに至ると、当時の封建王制に内在する、王権の拡大と諸侯の既得権との衝突は避け得なくなつた。即ち、自ら大諸侯であり、諸侯の利害を充分に考慮して統治を行つた William Marshal が死亡し Hubert de Burgh が失脚した後、やや夢想的で王権の強化を目的とした國王の親政と共にこの内在的な対抗関係は顕在化せざるを得なかつた。そしてこの衝突から生じた危機に於いて二度諸侯による國王行政の掌握の全てが考へられ、一度は実行せられた。そしてこの二度の計画に於いて共にその核心をなすものはジョン王の *Magna Carta* 第六十一条に見られる Baronial Council による行政の直接把握であつた。そしてこの二つの計画とは、一

つば、1111年時の Paper Constitution である、他の 1112年 Simon de Montfort が中心となって 1158年-167年 に実行された改革であった。この内、後者については、既に「改進」117卷中で若干触れたので、ここには、所謂、Paper Constitution について少しへ述べて置かたい。

くハリー11世と諸侯との衝突が公然たる形で起つた最初のものが、1111年-1114年の危機であった、Hubert des Burgh の失脚後、国政の中枢を握つたのは Peter des Roches, Peter Rivaux 等の外国出身の国王の寵臣であった。彼等の統治は、ある意味では Hubert des Burgh のやうに、せぬかに効果的で、王権の行使がそれだけ露骨となり、かつて、諸侯の意向から独立したことは否定出来ない。Tout が彼をくハリー8世治下の Thomas Cromwell に出して いるのを、正體を隠して くハリ して くあら おら。かつて国王の政策に対する反対の中心となつたのは、かつて国王の幼少時代に rector regis et regni としてヤングランの危機を救い、くハリー11世の統治を全からしめるに力のあつた William Marshal の子、Richard Marshal であつたことは、くハリー11世が、国王の個人的影響に服するやうの少く Exchequer, Chancery から政事、行政上の諸権力を、彼の個人的支配によって動かし略す Wardrobe, Chamber, Treasury of Household に移つ。一方では、私的な顧問を集めて Ministerial な Council を組織するなどあつたがゆゑ、国政に発する機会が減じた由来の名門貴族の間から反対の運動が起つたことを示してゐる。更に、国王の命令によつて Richard がアイルランドに於いて暗殺せられると、国王と反対派との衝突は更に激化した。諸侯側が、国王の暗殺命令書を国王に呈示して追求した時、国王は、「Council の決定した所のものを、内容を知らずに署名した」と答えたといはれてゐるが、ここは、国家の意志の決定が国王の私的側近を中心と運営せられていた事態を誠によく示すものとわかる、かかる体制をとつたことに対しカンタベリ大司教が、negotia regni omnia を軽視したとして非難しているのは当然と言ふ。この危機は、国王の個人的支配確立の方向と、Magna Carta が犯されたこと、「協議と同意の

体制」との衝突であった。諸侯側は、しかし、この時、彼等の信頼しない国王顧問を罷免し彼等の信頼する顧問と交替せしめているが、その内には、バロンも司教もなかつた。その後も危機があつたが、なんど見られる国王・バロンの対立の基本的性格には変ることがない。バロン側の主張を明確に示しているのが、所謂 Paper Constitution である。この Paper Constitution たる文書は、Mathew of Paris の Chronica Majora, IV. の 1141 年の項に記されてゐる次の如き改革案である。その全文は、

「貴顕達は、國王の回意を以つて、爾今、彼等の國に於いて、以下のこととが遵守されるべしと定めた (providebant)。

他の機会に賣われ、与えられ、封主たる國王の証書によつて確認せられた諸「自由」に關しては、それらは爾今遵守せられるべし。当該の問題をよりよく安定させるために、上記の諸点を特に記した新らしい証書を作成しよう。知つていても知つていなくて、封主たる國王によつて譲与せられた諸「自由」に反対しあるいは妨げようとして、そのためにこれらの「自由」が充分に遵守されなくなるようにした人々を、全ての高位聖職者によつて尊重に破門せしめよう。そして、最後の (最近の) 譲与以後、彼等の諸「特権」(franchises) (即ち諸「自由」) を侵害された人を旧の状態に恢復しよう。

この前の機会に約束されたことが、誓約が実行されたにかかわらず誓約によつても実現されず、聖なるエドモンドの述べた言葉に対する恐れによつても実現されなかつたから、同じ事態の再現の危険が後に起り、後の状況が初のよりももつと悪くならないように、全国士の最も慎重な人々の間から、力と地位をもつ四人の人々を、共通の同意によつて選ばう。これらの人々は、國王の顧問会をつくり、封主たる國王と國士の諸問題に關して忠実に取扱い諸個人を区別することなく全てに公正を与えることを誓わなければならない。これら四人は國王に随伴しなければならない。そして、各人の不満を聽聞し害を蒙つてゐる人々に速かに救済を与えるように、彼等の全部ではなくても、少くとも二人は常に居わせなければならない。國王の Treasury は、彼等の監視と知見によつて運営されるべきである。全ての人々によつて特に封主たる國王と國士の利益のために同意された貨幣は、彼等が最も有利であると考えるように費われるべしである。そして彼等は、諸「自由」の保護者となるべきである。そして、彼等は、全ての人々の同意によつて選ばれたから、彼等の誰も、全員の同意なくしては罷免され得ない。もし、彼等の一人が罷免されれば、三人の同意と選択によつて、二ヶ月以内に、別の人々がその人の代りにされなければならない。そして、universitas は、彼等なくしては集会すべからざりが、必要ありまた彼等の動議

にまつて集会すぐるものである。

国王並に国土の慣習に反して発せられた令状は全的に無効じられるべきである。反対した人々に対する判決に関することが記憶されよう。また、相互の誓約の義務について。また、裁判官の巡回について。Justiciar や Chancellor とは、全ての人々によつて選ばせよう。しかし、彼等はしばしば国王の側にあるから、「自由」の保護者の一員となり得るであらう。生起したなんらかの理由で、封主たる国王が Chancellor から印章を取上げた場合には、この期間に印章を捺されたものも効力なきものとされるべきである。それで、Chancellor にそれを恢復しよう。全ての人々の尊重なる召集と彼等の同意なくして、いかなる Justiciar や Chancellor も交代せられないべきではない。裁判所の一人の裁判官。Exchequer の一人のバロン。少くも一人のユダヤ人係裁判官。全ての人々の諸問題が、これらの人々によつて取扱われるよう、全ての人々が彼等の選任に同意を与えるように、この機会に、全員の選出において、これらの人々を任命せよう。後に、彼等の誰かを別の人を以つて代えることが必要になる時には、交代は、四人の顧問官の規定によるべきである。かくして、最も不必要な人々は、封主たる国王の側近から遠ざかることになる。

(5) この文書は、全く実行に移されたことがなかつた故に、Paper Constitution と称せられる。更に、この文書を Mathew of Paris の記述のまゝに 1140 年のものとする旧説と、1138 年のものが誤つて後にここに挿入せられたとする Denholm-Young, F.M. Powicke の新説とがある。これらの説の適否は、極めて技術的なまた詳細な問題にかかり、また英・米の学界に於いても尙論議の定まらない故に、ここでは深く立入ることを避けたいが、いづれにせよ、この文書が、くンリー三世の親政時代のバロン派の政治的プランを極めて明確に示したものとは否定出来ない。また、このプランの基本的構想は、より複雑な形に於いてではあるが、1158 年以降の Simon de Montfort の改革案、即ち、所謂「Provisions of Oxford」にも看取られ、一時実行に移されたこと。

眼が、Magna Carta 第六十一条の基本的構想は、Paper Constitution を経て、1148 年の Provisions of Oxford くと継承されて行くのである。しかば、この基本的構想、即ち、バロン派の代表者による国政の一般的掌握、その手段としてバロン層を中心とする広い諸層の人々（教会、騎士）の意向と利害を代弁する顧問を国王に強制するという方法は、

シモン・ド・モンフォートのマグナ・カーティア、Simon de Montfort | 稲の畠の廻の船長が長つてはぬれに失敗したる事

マグナ・カーティア^(ノ)。

四

(一) 61. Cum autem pro Deo, et ad emendacionem regni nostri, et ad melius sopiaendum discordiam inter nos et barones nostros ortam, hec omnia predicta concesserimus, volentes ea integra et fiana stabilitate (in perpetuum)¹ gaudere, facimus et concedimus eis securitatem subscriptam; videlicet quod barones eligant viginti quinque barones de regno quos voluerint, qui debeant pro totis viribus suis observare tenere, et facere observari, pacem et libertates quas eis concessimus, et hac presenti carta nostra confirmavimus; ita scilicet quod, si nos, vel justiciarius noster, vel ballivi nostri, vel aliquis de ministris nostris, in aliquo erga aliquem deliquerimus, vel aliquem articulorum pacis aut securitatis transgressi fuerimus, et delictum ostensem fuerit quatuor baronibus de predictis viginti quinque baronibus, illi quatuor barones accedant ad nos vel ad iusticiarum nostrum, si fuerimus extra regnum, propentes nobis excessum; petent ut excessum illum sine dilacione faciamus emendari. Et si nos excessum nos

jurare viginti quinque baronibus de distringendo et gravando nos cum eis, faciemus jurare eosdem de mandato nostro sicut predictum est. Et si aliquis de viginti quinque baronibus decesserit, vel a terra recesserit, vel aliquo alio modo impeditus fuerit, quominus ista predicta possent exequi, qui residui fuerint de predictis viginti quinque baronibus eligant alium loco ipsius, pro arbitrio suo, qui simili modo erit juratus quo et ceteri. In omnibus autem que istis viginti quinque baronibus committuntur exequenda, si forte ipsi viginti quinque presentes fuerint, et inter se super regalia discordiaverint, vel aliqui ex eis summoniti non intellegerentur interesse, ratum habeatur et firmum quod major pars eorum qui presentes fuerint providerit vel preceperit ac si omnes viginti quinque in hoc consenserint; et predicti viginti quinque jurent quod omnia antedicta fideliter observabunt, et pro toto posse suum facient observari. Et nos nichil impetrabimus ab aliquo, per nos nec per alium, per quod aliqua istarum concessioneum et libertatum revocetur vel minuatur; et, si aliquid tale impetratum fuerit, irritum sit et inane et numquam eo utemur per nos nec per alium.

(28) 「支那の鐵道と鐵道法」 「The Provisions of Oxford

(1258年) 6月1日
(29) 「支那の鐵道と鐵道法」 「Tout, Chapters in Administrative History, Vol. I (Manchester, 1920)」 「支那の鐵道と鐵道法」 Chrimes, Introduction to the Administrative History of Mediaeval England, (Oxford, 1966)
(30) Roger of Wendover, Flores Historiarum, III, p. 72-93.

(31) (Chronica Majora. IV. 366-8).

Hæc prouidebant magnates regie consentiente inviolabiliter deinceps observari.

“De libertatibus alia vice emptis, concessis, et per cartam domini regis confirmatis, quod de cætero observantur. Ad cuius rei maiorem securitatem fiat nova carta, quæ super hæc specialem faciat mentionem. Et ad omnibus prælatis sollempniter excommunicentur qui scienter et prudenter libertates a domino regie concessas vel impugnare, vel impedire quo minus observentur, præsumpserint; et reformatur status eorum, qui post incurserunt. Et quia [nec] propter timorem sententiae latæ a sancto præstiti, nec propter timorem sententiae latæ a sancto vir Edmundo, quod ea vice promissum fuerat hactenus

exitit observatum; ne hujusmodi periculum de cætero eveniat, et sic fiant novissima pejora prioribus, de communi assensu quatuor elegantur potentes et nobiles de discretioribus totius regni, qui sint de consilio domini regis, et jurati quod negotia domini regis et regni fidei litter tractabunt, et sine acceptione personarum omnibus justitiam exhibebunt. Hi sequentur dominum regem, et si non omnes, semper duo eorum ad minus præsentes sint, ut audiant querimonias singulorum, et patientibus injuriam celeriter possint subvenire. Per visum et testimonium eorum tractetur thesaurus domini regis, et pecunia ab universis specialiter concessa, et ad commodum domini regis et regni, expendatur secundum quod melius viderint expedire. Et erunt libertatum conservatores. Et sicut de omnium assensu eliguntur, sic sine communi assensu non poterit aliquis eorum amoverti. Uno eorum sublatu de medio, de assensu et electione trium loco illius alius substituatur infra duos menses. Nec sine ipsis, sed cum necesse fuerit et ad eorum instantiam, iterum convenientiuni versi. Brevia contra regem et consuetudinem regni impetrata penitus revocentur. Memorandum quoque, de sententia ferenda in contradictores. Item, de obliga-

tione sacramenti in invicem. Item, de itinere justitiæ aiorum. Justitiarius et cancellarius ab omnibus elegantur. Et quia frequenter debent esse cum domino regie, poterunt esse de numero conservatorum. Et si aliqua causa interveniente dominus rex abstulerit sigillum a cancellario, quicquid fuerit interim sigillatum, irritum habeat et inane. Deinde cancellario fiat restitutio. Nullus substituatur justitiarius vel cancellarius, nisi per sollempnem omnium convocationem et assensum. Duo justitiarii in banco. Duo barones in scaccario. Unus ad minus justitiarius Judæorum. Hac vice per communem fiant electionem, ut, sicut omnium negotia sunt tractaturi, sic in eorum electione concurrat assensus singulorum. Et postmodum, cum necesse fuerit aliis loco alicuius ipsorum substitui, per provisionem: quatuor consiliatorum prædictorum substitutio. Hactenus suspecti, et minus necessarii a latere domini regis amoventur.”

(2) Denholm-Young, “The ‘Paper Constitution’ attributed to 1244.” (English Hist. Review, LVIII. (1943), p. 401-23). A. J. Powicke, “The Compilation of the Chronica Majora of Mathew Paris” (Proceedings of the British Academy, XXIX. (1944)) 記載するところによれば、

Powicke, *The Thirteenth Century* (Oxford Hist. of England) (Oxford, 1962²) 第11章の additional Note on the Plan ascribed by Mathew Paris to 1244. (p. 79-80)、及ぶ彼の半姉 King Henry III and the Lord Edward, *The Community of the Realm in the Thirteenth Century*, (Oxford, 1947) Vol. I. (p. 291 以下) と記されたこと。この文書の挿入は Mathew が既に既に挿入されたものとされたものではなく、ある時期に誰かによって挿入されたものと思われる。この文、Debnholm-Young は、1211八年に、提出した改革案、それが国王によって承認されたものであると云ふ。Powicke は、「改革私案」であるとした。

これに反して Wilkinson の姉妹は Stubbs 以来の伝統を守る。1211年認めた（Wilkinson, *Constitutional History of Mediaeval England*, Vol. I. (London 1948)、第三章、*The Paper Constitution of 1244*）。これらの論証は極めて技術的な面を仰ぐ、ほとんど簡単に述べ得ない。また、筆者も一貫の自信を以てて「れかに決し得るには専門的の検討を要するので、本稿に於いては、1-11の概説書の表現を借りて、1211八年か1212年かられかに決定するに至る困難である」としておあたる。

（一）この点について、既に拙稿「*The Provisions of Oxford* (1258年) の「考察」(「英学」第117卷) にて論じた。

III

Simon de Montfort 派の改革の失敗の後、Magna Carta 第611条の方向に沿つた改革の試みが国王に対する反対勢力からの取扱いなど、1211-1212年 Lords Ordainers の改革と並んではじめてなった。この種の改革は、国王の地位やのものに根本的改革を加えるものではなかつた点では、確かに体制破壊の改革ではなく、体制内的な改革と称すべきであつたが、しかし、王権の行使に相当徹底的な制約を加えようとしていた点では、ドライステイクなものと見られる。ヘンリー3世の後を繼いだエドワード1世の治世には、このような形の根本的な改革に代つて、国王反対勢力の国王に対する批判はより具体的な課税の同意権に向けられたことになつた。

バロンの改革運動の体験から多くを学んだと思われるエドワード1世の統治は、ヘンリー3世の統治に比して、より慎

重であった。即ち、外国出身よりもイングランド出身者を重用してバロン層の反感を買うのを避けているが如きである。しかし、統治の基本的性格に於いては殆んど変ることがなかつた。統治の中枢は依然として Wardrobe にあり、Wardrobe は Chancery と Exchequer を支配し、国王の自由になりやすし Privy Seal の使用も増加し、借金、アイルランド及びガスコニーからの収入、新関税の如きは Wardrobe に払込まれている。重要な国王の官吏、国王側近の重臣は全て Wardrobe の出身者であつて、バロン層の人々は殆んど見られない。しかし、上述したようなエドワードの慎重な注意のために、一二七六年即位以後治世の初期にはバロン層との衝突は起らず、極めて安穏裡に、封建制度の展開に伴つて必要となつた各種の改革が遂行された。これが治世前期の所謂「立法の時期」である。また対外的に言えば、ウェイルズへの進出が行われたのもこの時期であつた。しかし治世の後半には、フランスとの戦争に捲込まれ、スコットランド問題は進捲せず、教皇とは衝突して難局を迎えることになつた。特に、対外的に対フランス、対スコットランドの二面作戦をとつたために、財政が逼迫しました軍役に対する要求も強まり、軍隊補給の必要から多量の物資徵発を行い羊毛関税も引上げられるに至つた。かかる一連の施策が、国民諸階層の反感を招き、一二九七年に至つて国制上の危機を生ずるに至つた。次にこの危機の事情を少しく述べて行きたい。

先ず第一にこの時期の対外関係を一瞥して置こう。対ウェイルズ戦は、治世初期の勝利によつて Aberconway 条約が締結せられた後、しばしば現地の土着民の蜂起に悩み、一二八二一三年、一二九四一五年には、国王は親しくウェイルズ地方に討伐を行つてゐる。更にフランスに於いても英・仏の対立抗争が拡大し、一二八六年五月より一二八九年九月まで国王はフランスに親征を行つてゐる。更に、一二九三年五月には St. Malo 沖で海戦が行われ、一二九四年六月には、エドワードは議会に諮つて正式に宣戦し、一二九七年には、フランス国王フィリップ・ル・ブルに對してイングランドと同盟を結ぶフランドル伯を助けるために自らフランスに渡り、一二九八年一月 Tournai の休戦まで戦斗が続いた。この間、

一一九六年三月以降スコットランドでも戦争が続行されていた。

この間、ハドワームの教会との対立も明瞭な姿をとつて現われるに至った。教会との争いの発端は一一七九年に溯る。既に一一八六年 *Circumspecte agatis* たる令状を定めて教会裁判権の制限を行つて来たが、この年制定せられた制定法 *De Religiosis* は、新たに土地が *Mortmain* として教会の手に入るなどを禁じ、また、この年には教会への課税を行つてゐる。かかる傾向は、*ウンリー* に亘る地世を通じて顯著に見られる教会との密接な提携の方針の放棄を意味した。この一連の動向に対し、*カンタベリー* 大司教 *Peckham* は、一一七九年国王と衝突したのである。しかし、その後もハドワームの教会に対する態度は變るゝとなく、聖職者に対する課税も、一一八〇年にも実施され、一一九四年には聖職者の収入の半分を要求するまでに至つた。一一九四年には *Peckham* に代つて *Winchelsea* が *Canterbury* 大司教に敍任せられた。一方、教皇側も新たに教皇至上権を強く主張するボニファチウス八世が教皇位につくと、一一九六年二月二十九日 *Clericis laicos* を発して世俗の君主の聖職者に対する課税を禁止した。戦争継続のために戦費の増大を來たし、財政の逼迫したハドワームは、一一九五年一〇月俗人（貴族及びその他）と共に聖職者の代表を招き、臨時御用金の拠出を要請し、貴族と各州の代表者とは一分の一税の拠出に、都市の代表者は七分の一税の拠出に、聖職者の代表は一〇分の一税の拠出に同意した。しかし翌年、既に *Clericis laicos* の発布を前に、*Bury* の議会に聖職者の代表を招き、前年同様聖職者に対する課税の同意を求めた。イングランダ教会の代表者たる大司教 *Winchelsea* は、*Clericos laicos* を口実として聖職者ぐの課税を拒否し、翌年 *St. Paul's* に開催される *Convocation* に題題の解決は持しやれた。⁽²⁾

この *Convocation* では、国王側は、フランス軍の侵入の危機が差し迫つていて国土が緊急事態にあゐことを理由に聖職者ぐの課税を正規化しようとしたが、望む結果の期待し得ないのを見て実力に訴えて目的を貫徹しようとした。聖職者中には讓歩して緊急事態への課税を認めるに至つた者もあつたが、*Winchelsea* は妥協せず、更に八月一〇日に開催せられた

た Convocation に於いて、教会は、教皇の同意を条件として国王の方針を認めた。けだし、これは事実上の拒否⁽³⁾に他ならないが、Clericos laicos が教会法の一部である以上、聖職者として当然の態度と言つべきであらう。

一方、各州の代表者と都市の代表とは、一二九四年以来、毎年課税要求に応じてゐる。即ち一二九四年には、州は一〇分の一税、都市は六分の一税、一二九五年には、州は一分の一税、都市は七分の一税、一二九六年には、州は一一分の一税、都市は八分の一税の拠出に同意し、これに加えて、一二九六年一月から九七年四月にかけて、多くの地方に、種々の物品の Prises が命ぜられている（これは各地の選出された代表によつて同意せられたと言つてよい）。

教会との衝突から数ヶ月にして、エドワード一世は、バロンの一部とも衝突することになつた。即ちエドワード一世は一月一日に Salisbury にバロンの集会を開き、フランドル及びガスコーニュの出兵の必要を説き、かつ、バロンの協力を求めた。ここに多年のバロンの反対が、当時 Constable たる Humphrey Bohum と Marshal である Roger Bigod とを先頭にして爆発した。国王は、可能な限りの方法で戦費の調達を図ると共に、一方、全ての可能な戦士を七月七日にロンドンに集結せしめる令状を発した。バロンの反対の主な点が海外勤務にあつたから、国王直属封臣に対しても、この召集が義務としてではなく自由意志による参加の奨励となつてゐることを注目に値する。

Humphrey Bohum 及び Roger Bigod は、かくしてバロン層の一部の切崩しが図られたために、積極的攻勢をとる。とが出来ず、多くの封臣及び110ヶ所の土地保有者がロンドンに集つた。ここまではたしかに国王の勝利であつた。七月10日には、Magna Carta 再確認の約束をもつて、七月11日には、大司教初め高位聖職者、バロン層を Westminster に集めて摄政に対する「誠実」を誓わしめてゐる。この時、Bigod 及び Bohum 等は、「誠実」を誓つたために、出席しながら途中で姿を消した（公式記録によれば「日後に誓」）と謂われてゐる。かくして Bigod、Bohum を中心とする一派の反対が極めて険悪な形をとつてになつた。Winchelsea 等の仲介にもかかわらず、問題は解決しなかつた。

恐らく七月末頃、国王と反対派との密談が行われ、ここで、ある種の諒解があつたものと思われる。この後七月二〇日に国王は、州に対する八分の一税、都市に対する一五分の一税の徵収（公式記録によれば各州、都市の代表が同意したと言ふ、年代記によれば、国王側近のみが同意したと書く）が命ぜられた。かつまた、八月一〇日に上述の Convocation の決議が行われている。

かくの如く、一部のバロンと教会の一部の反対を後に、エドワードはフランスに向つて出発した。この直前彼は貴族の一部が抗議書をつくると語られるがまだ受取つていないこと、Magna Carta の再確認を約してそれと交換に課税を認めさせたこと、現在の危機を克服して国民の不幸を排することが自らの使命であること、王命に従わざる者には破门する自由を教皇クレメント・ウス八世によつて認められてゐるなどを内容とする宣言を発している。しかし、この時既に国王にこの抗議文は届いていたものと思われる（これが所謂 Monstrans と称する文書である）。この抗議文に対し充分な反応を示さず、国王がフランスに出発したために、Bohum-Bigod の一派は実力行動に移り、国王出帆の前日、Exchequer に侵入して課税の阻止を図つた。ここに一時内乱の危機が迫つたと語られる。

国王は、八月二〇日、出帆以前に、九月八日に Rochester に多数の騎士の集会を王子エドワードの下に開くことを命じ、また摂政も九月三〇日に議会の開催を定めた。かくて、この間、国王側と反対派との間に積極的な支持者の獲得争いがつづいたと語られている。しかして、真に大勢を決したのは、九月一一日の Stirling Bridge に於いてスコットランド軍から蒙つた敗戦であつて、国王派の軍は全力を以つてこれに対処する必要があり、七月七日以来多勢ロンドンに集めた部隊は、反対派の影響下に陥つて、摂政政府は結局、この力の前に屈せざるを得なかつたものと思われる。かくて、摂政、諸侯、高位聖職者の間に妥協の動きが現われ、ここに単に Magna Carta 並に Charter of Forest の確認に加えて、補充的な条項が認められた。これが所謂 Confirmatio Cartarum なる文書である。この内容は次の如くである。

神の恩寵によるイングランド国王であり、アイルランドの領主にして、アキタニア侯であるエドワード（一世）から、これらのことにある書状を見あるいは聞く全ての人々に。神と聖なる教会の栄誉のため、また朕の全王国の利益のために、朕は、朕自身と朕の子孫のために、「諸自由の証書」と「御料地の証書」を認めた。これらの証書は、朕の父ヘンリー三世の御世に全王国の全員の同意を以って起草されたものであるが、それらの全ての個々（の規定）に於いて違犯のないよう遵守されるべきである。そしてまた、朕は、同じこれらの証書を、——他のものと共に「御料地の証書」も、——上述の諸「証書」が公示され、朕がこれらの「証書」がそれらのいづれの個々（の条項）に於いて遵守されるべきものとして認めたということ、朕の下に朕の下僚を通じて国土の法を実施することが義務である。朕の裁判官、Sheriff 市長、や他の役人達が彼等の前に於ける全ての訴訟と裁判とに於いて同じ諸証書を全ての個々の条項に於いて遵守せしめるべきものとすることを——即ち「諸自由の証書」を普通法として、「御料地の証書」を「Assize of Forest」に従つて、朕の人民の救済のために、実施することを宣言すべきことを定める朕の令状と共に、国土を通じての全ての都市にも、全ての州の Sheriff にも他の役人にも、送付されるべきことを欲する。そして、朕は、爾後、朕の裁判官によつて、あるいは、朕の他の大臣によつて、上述の諸証書のいづれかの個々の条項に反して裁判が行われれば、それが無効となるであろうことを欲する。そしてまた、朕は、同じこれらの諸証書が国王の印章を付して全王国の大聖堂に送られ、そこにとどめられ、一年に二回人民に読み聞かせられるべきことを欲する。そしてまた、大司教、司教は、行為、助力、助言によつてそれらのいづれかの個々の条項に違反するかなんらかの方法を犯して、上述の諸証書を犯すであろう全ての人々に、より重大な破門の宣告を下すであろうことを、また、上述の高位聖職者が、一年に二度、これらの宣告を宣言し公示すべきことを（朕は欲する）。そして、同じ高位聖職者達——司教団もしくは司教の誰か——が上述の断罪を行うに当つて怠りあることが明らかとなつた時には、彼等は、当時その職にあるカンタベリとヨークの大司教によつてじかるべき方法によつて叱責せられ上述の方法によつて処断を行うよう強制せられるべきことを欲する。

また、彼等の寛大さと善意によつて、朕の戦争のためにまた他の必要のために、彼等がこれまで朕に支払つた「御用金」と賦課金とが、これらの支払が将来記録に残されるために、隸属的な（「拒否権」の意）義務となりはしないか、また、朕の名で朕の王国中で朕の大臣達によつて徴収されて来た「強制収用」も同じようになりはしないかと、人民は恐れているので、それ故、朕は、朕及び朕の子孫に關して、既に行われたなんらかのこと、あるいは記録からかあるいはなんらかの他の方法で発見され得るなんらかの事実の故に、かかる「御用金」、「賦課金」あるいは「強制収用」を将来のための先例としないであることを認めた。また、朕及び朕の後継者達について、朕は、大司教、司教、大修道院長、小修道院長、及び他の聖なる教会の人々、並に、アール、バロン及び国土の全コモナリティ

一に、いかなる理由によるも、旧来の「御用金」と当然の慣例となつてゐる「賦課」「強制収用」などを除か、爾後全王國の全員の同意によりまた同王國の全員の利益のためを除か、いかなる「御用金」も、「賦課」も、「強制収用」も朕は朕の王國から徵集しないであつたことを認めた。

やしてまだ、コモナリティーの大部分のものは皆、羊毛に対する maltolt——即ち各包毎に因○ジリハグ——によつて括しめられてゐる感じ、免除を求めたので、彼等の願によつて、爾後、上述の王國のコモナリティーの以前に認めた、羊毛、羊皮、獸皮に対する關稅を留保して、彼等の全員の同意と善意なしには、これあることは他の（關稅）を徵收しないことを認めた。⁽¹²⁾

以下略

註

(一) 本質的に国王の権利拡大を策し国王権力の制約を可能な限り回避しようとした意味では、ヘンリー三世とは変らない。しかし、「封建体制」そのものの変化に順応して権力を当時の社会の実体により近いものにしようと努めてゐる点は、エドワードの知性の極めて卓抜してゐることを証するものである。既に Stubbs も指摘つてゐる点ではあるが、十三世紀の社会的な諸問題が一二五八年の Provisions of Oxford の改革プログラムとして取上げられ、それがより温和な Provisions of Westminster に継承され、更にヘンリー一世よりも立派なこととされた Powicke の認めてゐる (Thirteenth Century p. 352-3)。この点を踏まて諸種の論説を検討するにあつては、

（2）の際、エドワード一世が、「緊急事態」を強調して教会課税を強行しようとしたことは必ずしも偶弁とは言えなくなる。また、教会が Clericis laicos からの免除を教皇の特免を要するとしているのには、ハーベイの聖職者がハーベイ伯の叛乱に際して教皇に特別に Clericis laicos からの免除 (一一七九年一月二八日の書簡) を得て、国王の課税に同意してゐる例に倣つたものであつて。(H. Rothwell, The "Confirmation of the Charter, 1297." (E. H. R. (1945). p. 20-22)

（3）多くの史家は、この書簡も、既に Esti de Statu が取られたこととされる。Powicke の認めてゐる (Powicke, The Thirteenth Century, p. 677)

(4) 本件の命狀、その本文は、Palgrave, Parliamentary Writ. I. p. 281 に取載されてゐる。既に前註にはこの原文を参照して置いた。但し原文は Wilkinson, Constitutional Hist. of Medieval England, Vol. I, p. 211 に記載された。

取。ルボニムル、「1108カハニの十二月ノは國ノ保押者
金圓ノ」、「私財をもるべ」、「海内に朕と共に戰ハシム」
「十四十二月ノロハシム」、總集をしゆるモハ努力をもるべ
Sheriff、ルボニムル。

(15) 「金印ヲ」ルカハ表記をもたレルルは注目ニ留メ。
ルボニム、邊外勤務を指揮務スルルニは異體の如イだル、
ボニム、「送ル共ノ」ルボニムル、ト書セカベノリハリ。圖
ガトハハシムニ形體をもルの祐画が、一方が必ハ國王在ヒタ
ルルルルルに反対にねハだル。圖ル、上品の印矣ド、勤務
圖の監視のなルルムの注目ヲ得タ。

(16) Rothwell, "The Confirmation of the Charter." p. 26.

(17) Flores Historiarum, iii, 102, 296.

(18) 國王の枚印類は、十四の監視ドルハシテサシタリハル。

ルボニム(Powicke, The Thirteenth Century p. 682)。

(19) Bémont, Chartes des libertés anglaises no. xi. Rymer,
Foedera, I. 872-3.

(20) ルボニムハ監視スルカハトカベ主の祐画ルシ、ルボニム
ルボニム、監視者 Ottobuono ルボニム。

(21)

Edward par la grace de Dieu, roy d'Engleterre, se-

ygneur d'Irlaunde et ducs d'Aquitaine, a toutz ceuz qui
cestes presents lettres verrount ou orrount, saluz. Sa-
chiez nous a l'honneur de Dieu e de seinte Eglise e a pro-

Magna Carta ルボニム・ルボニム (羅・ルボニム)

fist de tout nostre roiaume, avoir graunté pur nous et pur
nos heyrs, qe la graunt chartre desfranchises et la char-
tre de la foreste les queles feurent faites par commun
asent de tout le roiaume en le temps le roi Hanry nostre
pere, soient tenues en touz leur pointz, saunz nul blemis-
sement. E volums de meismes celes chartres desouz no-
stre seal soient envieez a noz justices, ausi bien de la
forest, sicume as autres, e a touz les viscounts des co-
unteez, e a toutz nos autres ministres, e a toutes noz
cyteez par my la terre, ensemblement ove nos brefs, en
les quieux serra countenu k'il facent les avaundtites
chartres puplier, e ke il facent dire au pueple ke nous
les avuns grauntées de tenir les en touzt leur pointz; e
a nos justices, viscountes, e maires e autres ministres,
qui la loy de la terre desoutz nous et par nous ount a
guier, meismes les chartres en touzt leur pointz, en pledz
devaunt eaux e en jugementz les facent alower; c'est a
savoir la grande chartre des franchises cume loi com-
mune, e la chartre de la forest solouc l'asise de la forest,
a l'amendment de nostre poeple.

E volums ke si nuls jugementz soient donez de-
soromes encounterre les pointz des chartres avaundtites, par
justices e par nos autres ministres qui countre les pointz

des chartres tienent pledz devant eaux, soient defez e pur nyent tenuz.

E voloms ke meismes celles chartres desoutz nostre sela soient envieez as eglises cathedrales parmi nostre roiaume e la demoergent; e soient deus fiez par an lues devaunt le poeple.

E ke arceveesques evesques doingnent sentences du grant escumenger contre touz ceaux qui contre les avaundtites chartres vendrount, ou en fait, ou en ayde, ou en consal, ou nul poynt enfreindrent, ou encountre vendrount. E ke celles sentences soient denunciez e pu- pliez deux foyz par an par les avantditz prelas. E si meismes les prelas, evesques, ou nul d'eux soient necgli- gentz a la denunciaciun susdite faire par les arceees- ques de Caunterbire e de Everwyk, qui pur temps ser- rount, sicume covyent, soient repris et destreintz a me- ismes cele denunciaciun fere eu la fourme avaundtite.

E pur coe ke aukune gentz de nostre roiaume se doutent qe les aides e les mises, les quelles il nous unt fait avaunt ces hours pur nos guerres e autres busoi- gnes, de leur graunt e de leur bone volonté, en quele manere qe fez soient, peussent tourner en servage a eux, e a leur heyrs, par coe qil serroient autrefoytz trovez en

roulle, e ausint prises qe unt este faites par my le roiaume par nos ministres, en nostre noun, avuns granté pur nous et pur nous heyrs, qe mes telles aydes, mises, ne prises, ne trerroms a coustume, pur nule chose qe soit fayte ou ke par roule ou en autre manere pust estre trovee.

E ausint avuns graunte pur nous e pur nos heyrs as arceeesques, evesques, abbées, priours, e as autre gentz de saint eglise, e as countes e barouns e a toute la communauté de la terre, qe mes pur nule busoignie tieu manere des aydes, mises, ne prises, de nostre roiaume ne prenderons, fors ke par commun assent de tout le roiaume, e a commun profist de meismes le roiaume, sauve les auncienes aydes e prises dues e acoustumées.

E pur coe ke tout le plus de la communauté del roiaume se sentent durement grevez de la male toute des leynes, c'est asaver de chescun sac de leyne quarante sous, e nous unt prié ke nous les vouissions relessier, nous a leur prire les avuns pleinement relessé; e avuns graunte que cele ne autre mes ne prendrons, sauntz leur commun assent e leur bone volonté; sauve a nos heyrs la coustume des leynes, peaux e quirs avaunt grauntez par la com- munauté du roiaume avaundt. En tesmoinaunce de

queux choses nous avons fait faire cestes nos lettres
de nostre regne vintisme quint.
overtes. Donées à Gaunt le quint jour de novembre l'an

四

ハニド 11世紀後半のイングランド税制の変遷について記して置かたる。11世紀末のイングランド国王の収入は、普通、通常収入と臨時収入とに大別せらる。通常収入とは、毎年、通常の行政機構を通じて徴収せらるる国王の収入(即ち、國)を意味し、(イ)、国王直領地の Farm' 地方裁判所の Fine とおして各州の Sheriff が毎年 Exchequer に支払う Fine' (ロ)、法の違反に対して国王の裁判官の課する Amercement' と、Firma Burgi' とおり、若干の都市が都市の収入の Farm の代償として毎年支払う、定額の納入金、(ア)、「相続税」(Relief)、「後見權」(Wardship)、「婚姻回意料」(Marriage)なる「封建的付帯義務」(feudal incidents) からの収入、(シ)、諸特権許与に対して支払わる Fine などが考へられる。しかし国王はこれらの「通常収入」においては充足し得ない補足的な収入を、若干の必要ある場合に徴収せらるを得なかつた。これを「臨時収入」と称する。これには、(イ)、慣習の定める11月の封建的御用金(Feudal Aids)」(封主たる国王の場合、長男の騎士絞戮の場合)、(ロ)、戦争時に自ら封建的軍事義務を履行する代りに封臣(国王直属封臣)の支払う「軍役代納金」(scutage)、(シ)、時々王領地に課せらるる tallage' (ア)、壁折り、ユダヤ人、聖職者、宗教団体に強要せられた dona あることは auxilia と称する徴収金があつた。以上述べたこれらの臨時収入に於いては、例へば 1166年の直属封臣の設定した騎士封数の調査などがあつたが、納入者の財産状態とは必ずしも一致するところなく、また徴収機構そのものも何成り複雑であつた。即ち「軍役代納金」においては、封建的主従関係の紐帶を通じて徴収せられ、国王直属封臣たる大諸侯はその下属封臣の支払に対して責任を負つた。tallage は通常巡回裁判所によって賦課せられ、貨幣そのものと Sheriff を通じて Exchequer に支払はれたが、若干の都市においては、都市そのものが直接 Exchequer に支払はんむゆあつた。

以上の如き諸収入は、既にヘンリー一世の治下に行われた政府諸機関の整備、戦争規模の拡大、戦争技術・装備の進歩などの、一般的な原因以外に、リチャード一世の十字軍参加とその帰途捕虜となつたために高額の身代金支払の必要の生じたこと、フランス王権の強大化に伴いフランスに於けるアンジュー家の所領をめぐつて英・仏両国の戦斗が増加し、更にこれに平行してヨーロッパに於ける外交的な工作が必要になつたことなどは全て国家財政を圧迫する要因となつた。従つて、政府は新らしい収入源を考えざるを得なかつた。ここに登場するのが、所謂「動産課税」である。この最初の試みは一一六六年で、個人の動産一ペイント毎に六ペンスの税が課せられたと言われる。更に一一八八年には、武器、馬匹、衣服、宝石を除く個人財産の十分の一の税が、十字軍を名目として課せられたと伝えられている。この場合、財産の評価、並に税額の査定は、当該教区の二人の聖職者、ホスピタル騎士修道会員、テンプル騎士修道会員各一人、国王の官吏一人、当該教区のバロンの用人二人で形成する評価役の委員により行われた。即ち、各人はこの委員の主宰する集会で自己の財産を申告し、各教区の四人乃至六人の陪審員が査定したと言われている。この方法によつて一ペイントあるいは二ペイントの零細な財産所持者をも国王財政の網の目に組込むことが出来た。この方法が有効であつたことは、一一九三一四年にリチャード一世の身代金支払のために一〇〇、〇〇〇マルクを必要とした時、この方法が採用せられ、財政並に収入の四分の一の課税が行われたことが証明していると謂ふよう。他の方法は、Hidge あるいは Carucage と称せられる「財産課税」である。この第一回の徵収である一一九八年のそれを見るに（これは対フランス戦争）、各 Carucate を単位に徵収せられ、騎士一人と國王の官吏一人からなる査定員二組が各州に派遣せられている。恐らく、現実の査定は、各 Sheriff が「州会」（County Court）を開き、各 Hundred を代表する一人の騎士を選び、この一人の騎士が前述の国王の派遣した二人の査定役と合同して主宰する會議で、各邑の Reeve と四人の「適法なる人」、当該の邑に土地を保有するバロンの差配人が各邑の Carucate 数を誓約の上申告した。徵収は各 Hundred の二人の騎士と当該 Hundred の Bailiff によ

つて行なわれ、Sheriff はそれをまとめて査定書と共に Exchequer に拵込んだ。この方法がどこまで実現されたかは判らない。一一九八年末に巡回裁判が派遣せられ、査定及び徵収がどの程度実現せられたかの調査を命ぜられているし、また、多くの州は、一定額の納入を以つてこの課税を免れているからである。

これらの二つの課税方式は、非封建的な原理に立ち、国王と直接封建関係に立たない人々に、経済力なる新たな原理に基いて査定された点に於いて、かつまた、その徵収に当つて、アングロ・サクソン時代から継承した Shire(州)、Hundred(郡)なる地方制度を利用してくる点に於いて、Scutage あるいは「封建的御用金」とは著しく異なる。この課税制度そのものが、裁判上に於けるヘンリー一世の司法改革と正に軌を一にするものと謂つぐも、また、兵制上に於けるヘンリー一世からハドワード一世に至る変化と照応するものと謂つぐも、本質に於いて非封建的性格をもつと謂つぐもである。所謂 the Community of the Realm の形成に重要な役割を果たすのである。⁽²⁾ 更に注目すべきは、一一世紀以降、国家の収入の最もノーマルな方法が、いわゆる「動産(及び収入)」に対する課税にならひとなつた点にある。一一世紀に入り、騎士封に対する課税、動産課税、Carucage はしづしづは「御用金」(Auxilia)なる韻葉で総称されているが、その内最も重要なものは、「動産課税」であつた。

くハリー二世以後のアンジュー朝体制下の国王対諸侯(及び教会・自由人)の利害の対立する諸点についての具体的ルールを定めた諸条項の集成に他ならぬ。Magna Carta には、当然のことながら、課税に関する条項を含む。即ち、第十一条には、「軍役代納金あるば御用金は、朕の身柄の身代金のため、朕の長男の騎士敍勲のため、朕の長女の結婚のための場合を除く、わが国土の全体の同意なしには、朕の王国内に於いては徵収されるものとする。これら(上記の二つ)の場合にも、適正な(額の)「御用金」が徵収されるべきである。ロンドン市からの「御用金」に関するては、同じよう取扱われるべきである」とあり、第十四条には、「わが国土の全員の同意」を得る方法の規定として、「また、

「御用金」(上に述べた三つの場合を除む) あるいは「軍役代納金」の割当のための国土の全員の同意を得るために、「朕は、大司教、司教大修道院長、大バロンを個々に召集せしめるであらう。また、朕は、朕の Sheriff と Bailiff もを通じ、一般的に、朕より(封を)保有する全ての人々は、少くも四〇日の通告期間をもつて、定められた日に定められた場所に(集るよう)召集されるであらう。そして、全ての召集状には、朕は召集の理由を記すであらう。また、このように召集が行われた場合には、召集された人々全てが参考していなくとも、出席した人々の意見により、定められた日に用務は始められるものとする。」⁽⁴⁾ とある。即ち、「臨時御用金」の賦課に関しては、臣民を代表する集会の同意を要すると共に、かかる集会の構成その他についても明文を以て規定しているのである。これらの規定は、しかし、一一一六年の再公布以後、一一一七年、一一二五年の再公布に於いても削除せられてゐる。

しかば、これらの諸条項が削除せられた結果、「臨時御用金」は、国王が恣意的に課するに至つたのであるか。亨リイ三世時代の課税の歴史を簡単に触れて見よう。亨リイ三世の治世に「臨時御用金」の賦課されているのは、一一二五年、一一三一年、一一三七年、一一六九一七年の四回を数える。しかしこれらは、全て動産及び収入に対する課税であつて、その意味では、純然たる封建的性格を伝えたものではなかつた。即ち、一一一五年には五分の一税、一一三一年には四分の一税、一一三七年には三三分の一税、一一六九一七年には一分の一税が課せられてゐる。しかも、これらの賦課に当つては、Magna Carta 第十二条及び第十四条の削除せられたにもかかわらず、所謂 Great Council を開いて同意を得てゐる。⁽⁵⁾ このことは、「国王の恣意的課税」を否定し「同意」の原則が、Magna Carta の関連する諸条項の削除にもかかわらず事實上の慣行として確立してゐたことを示すものであらう。更に注目すべきは、これらの徵収が対外的な危機などの重大な危機にのみ限られ、また、これらの「臨時御用金」の徵集が国内の反対を招き、国王は Magna Carta の再公布もしくは確認を行わぬを得なかつたといふ、また、課税に反対する諸侯等は、度重なる同意によ

て「臨時課税に對しては同意を要す」との原則が効力を失い、国王の一方的意志によつて「臨時御用金」の徵集の行われるようになるのを恐れて、「今回の同意を前例としない」との一項を加えて同意してゐることである。この「臨時御用金」に加えて、一一一七年の Kingston 条約直後、一一一五年（^{皇帝フリートリヒ二世の妹 Isabella との結婚}）、一一一四年（^{がスコットランド王アレグザンダー三世との結婚を口実}）、一一一五三年（^{実際の結婚は一二五一年に行なわれた。長男エドワードの騎士敍勲を口実}）に、慣例上の「封建的御用金」を徵収していく他、しばしば「軍役代納金」が徵収もれていた。しかしより頻繁に徵集せられたのは、Tallege であった。即ち故 Sydney Mitchel 教授の算定によれば、ヘンリー二世の治世に徵集せられた Tallege は次のようになる。

- 一一一七年、フランス王太子ルウェイに対する支払金 10,000 マルク調達のため。
 - 一一一三年、ウェイルズ戦のため（Montgomery の「軍役代納金」を伴う）
 - 一一一六年、フランスに於ける戦費調達のため。重要な戦争ではなく、「軍役代納金」の徵集を伴わない。
 - 一一一〇年、ブルターニュでの戦（ブルターニュの「軍役代納金」）
 - 一一一四年、ウェイルズ戦（Elvyn の「軍役代納金」）
 - 一一一五年、国王の姉妹の結婚（騎士封に対する「封建的御用金」）
 - 一一一七年、国王の債務返済。
 - 一一一四年、ウェイルズに於ける戦争、（恐らく、ガスコーニュ地方の戦争のためでもあつたらしい。一一一四年には「軍役代納金」も課された。）
 - 一一一四年、国王の長女の結婚。
 - 一一一四年、国王の債務返済。
 - 一一一五五年、国王の債務返済。
 - 一一一六〇年、国王の費用調達。（特別の理由なし）
 - 一一一六八年、" ()
- となつてゐる。かかる Tallege なるものは、一二九四年以降徵収されなくなつてゐるが、それまでの間、かなり頻繁に

徴集せられたとも言えよう。これらの Tallege なるものは、あと、王領地住民に対して、領主たる国王の恣意的に賦課し得たものであったが、ヘンリー三世の治世を通じて、必しも国王の恣意によって自由に賦課し得たのではなく、当該課税負担者の同意を経、かつ賦課に関して談合が行われていること、また、各種の方法を通じて明瞭な王領地以外の、一時的に国王の手中にあった土地や、都市にも拡げられて行き、その課税方法も土地評価に対する課税よりも「財産並に収入」に対する課税たる性格をもっていたことは、ヘンリー三世治下に、原初の性格から多少変っていたことを示すものであろう。Hoyt 教授が、通説のように「封建的」な「臨時閑課税」よりも、これを後の動産課税たる Parliamentary Tax の先駆とする理由も全く現解し得なくはない。要するに、少くもヘンリー三世の治世には、その徴集が範囲を拡大していたことは否定出来ない。

さて一二九四一七年の状況はどうであろうか、以上の課税に、羊毛関税、及び「強制収用」を加えると次の如くになる。⁽⁶⁾

- (1) 一二九四年五月、全ての羊毛、羊皮、獸皮の差押。(E. Power はこれを羊毛による強制借入と解釈している。この解釈は恐らく国王の本来の意志と思われるが、J. G. Edwards によれば、七月二六日の「令状」によつて、商人が高額の関係を認めたので押収品を返却したことが明らかなるである。⁽⁷⁾)
- (2) 一二九四年七月、大聖堂、修道院の金庫にある全ての貨幣並に他の貴重品の差押。これは、強制借入。
- (3) 一二九四年七月、上質の羊毛一包に五マルク、他の羊毛一包に三マルク、獸皮一ラスト毎に五マルクの羊毛輸出税。この関税は戦争の続く限り継続することが商人の集会により同意。次いで国王は恩寵を以つて羊毛については一率三マルクに引下げる。
- (4) 一二九四年九月、聖職者は、職祿及び財貨の四分の一の課税を強制される。
- (5) 一二九四年一月、俗人からの十分の一税と六分の一税。十分の一税は州の代表を含む会議で、六分の一税は先ず

ロンドンにより同意され、次いで、これに力を得て、全ての都市並に王領地に賦課。

- (6) 一二九五年一二月、俗人からの十一分の一税と七分の一税。これは、州及び都市代表を含む会議により認められる。
- (7) 一二九五年一二月、教会財産に対する一〇分の一税が一年間、もし戦争が続ければ一年半も、聖職者により認められる。
- (8) 一二九六年一二月、俗人からの一一分の一税及び七分の一税。この課税は、州・都市代表と共に知ら Bury St. Edmunds の会議で認められる。
- (9) 一二九六年一二月一二九七年四月、この間に、イングランド諸地方で、種々の物品の「強制収用」が行われた。一二九六年一二月にさ、Kent, Hampshire, Essex, Hertford, Norfolk, Suffolk, Sussex が、合計小麦四〇〇〇クオーター、オート麦五〇〇〇クオーターを、同年一二月には、Hampshire Wiltshire Somerset Devon, Dorset が、合計、小麦一〇〇〇クオーター、オート麦三〇〇〇クオーター、マーラー 1100、無 10、〇〇〇ないし 11、〇〇〇の供出を、一二九七年四月、Worcestershire が、肥えた牛 100 頭、羊 1100 頭の供出を、夫々命ぜられた。
- (10) 一二九七年三月、羊毛による強制借入。
- (11) 一二九七年三月、Bury St. Edmunds と Clericis Laicos を理由に課税に反対した聖職者と個別に取引。
- (12) 一二九七年七月、国王の Chamber で集った会議により八分の一税と五分の一税が認められた。この課税は現実には徵収されなかつたようである。
- (13) 一二九七年七月、上記(2)の収入から返済せねばならない強制借入として 1100 頭の羊毛の差押。
- (14) 一二九七年八月、聖職者の Temporality の八分の一か、Temporality・Spirituality の合計の五分の一の課税。

註

(→) Mitchel, Studies in Taxation under John and Henry III. (New Haven, 1914). 据一輯性總。改名 Mitchel, Taxation in Mediaeval England. (New Haven 1951) Hovt

genitam semel maritandam, et ad nec non fiat nisi rationabile auxilium; simili modo fiat de auxiliis de civitate Londoniarum.

4

(2) Hoyt 教授は *Parliamentary Aids* の源流について、動産課税ならぬ、諸々の地方公領全体を対象としたところに於いて *Tallage* が、臣民の原産地へ向じて *Ferial Levy* がふるいへ從來の課に對して、*Tallage* へのものが固有の一方密意地にのみして課せられたのではなく、被課税地の臣民の *negotiation* によって *Tallage* の賦課や極めて極めて課すことを “Royal Taxation and the Growth of the Realm” (Speculum, XXX p. 36-48.)

14. Et ad habendum commune consilium regni de au-
xilio assidendo aliter quam in tribus casibus predictis,
vel de scutagio assidendo, summoneri faciemus archiepi-
scopos, episcopos, abbates, comites, et maiores barones
sigillatim per litteras nostras; et preterea faciemus sum-
moneri in generali per vicecomites et baliivos nostros
omnes illos qui de nobis tenent in capite ad certum edim,
scilicet ad terminum quadraginta dierum ad minus, et
ad certum locum; et in omnibus.

(3) XXX p. 40-48)。この点は更に考察を加えたい。

(15) Thompson, The First Century of Magna Carta. p. 23-26. Mitched, Studies in Taxation under John and Henry III.

(15) Thompson, The First Century of Magna Carta. p. 23-26. Mitched, Studies in Taxation under John and Henry III.

[2.] Nullum scutagium vel auxilium ponatur in regno nostro, nisi per commune consilium regni nostri, nisi ad corpus nostrum redimendum, et primogenitum filium nostrum militem faciendum, et ad filiam nostram primo-

(ω) Mitchel, *Taxation*. p. 330-331.
 (↷) Edwards, "The Confirmatio Cartarum and Baronial Grievances." (*Eng. Hist. Rev.* (1943). p. 158-9.)

五

税制上の問題と並んでヘンリー三世、エドワード一世の治世に於ける兵制の変化についても管見を加えて置く必要があ

るう。イングランドに厳密な意味での「封建制度」が採用されたのは一〇六六年のノルマン・コンケストによつてであることは、歐米諸先学の広く認める所であり、敢えてここに問題とするには当らない。即ち、ウイリアム一世時代に、征服者たるウイリアムの権力を支えた軍隊、あるいはその根幹が、封建関係の *Nexus* を介して形成せられた「封建軍隊」であつても、別に、アングロ・サクソン時代の遺産である民兵組織、また *fyrd* 制も存続せられ、地域的防衛等に活躍していることもまた衆知のところである。この後者の伝統が、*ヘンリー一世治下*に、*Assize of Arms* (一一八一年) によつて組織化された一方、同じく *ヘンリー一世治下*に、早くから見られた実際の軍事義務の履行を貨幣支払を以つて免除せられる軍役代納金制度の確立の見られたことも周知のことである、この軍役代納金制度の発展は一方に於いて傭兵制の伸張を伴つものであり、要するに、一二世紀後半にイングランドに於いては、軍制上に於ける典型的な封建時代は脱却に向いつつあつた。また、軍役代納金制度の一般化、「封」の細分化、軍装の精巧化による軍装費の高騰などの諸理由から、現に騎士封の保有者にして騎士敍勲を受ける者が生じ、その数を次第に増して、彼等の活動が、*ヘンリー一世*の行政・司法上の改革によつて機能を拡大せられたことは既にイギリス史の常識と云つてよい。また、ジョン王治下には、既に *Sydney Painter* 教授が *William Marshal* に關聯して注目したように歩兵の重要性が認識せらるべきであつたことから、旧来の純封建的軍制とから離脱する傾向は更に進んでいたと見てよい。

扱、アンジュー朝体制下に於ける国王対封建貴族（他の自由人、）との利害の対立する諸点に関するルールを定めた諸条項の集成に他ならない *Magna Carta* には、当然軍事義務に關する条項が含まれてゐる。即ち、第十六条に「いかなる者も、一騎士封あることは他のいかなる保有によつても、われにより当然義務づけられる以上の義務を履行するよう、強制されるにふはなる」⁽³⁾ とあり、この条項は、一一一五年の *Magna Carta* に於いては第一〇条として残されてい

る。当時の国王反対勢力のある要求をある段階に於いて集約・統合したものと駄われる Unknown Charter は、海外の軍事義務をノルマンディーとブルタニイ⁴とに限るとしているにむかかわらず、この要求は Magna Carta とは異らない。既に一二世紀よりバロン層の間に海外遠征の逃避の感情が強かつたことから見て、この要求の消えじるのば、バロン側の一歩後退であつたであらう。

扱、次の「ヘンリー三世治下」に兵制の進化は更に続き、それは、やがて、エドワード1世による Statute of Winchester (一二一八五年) に具体化されたことだ。ヘンリー三世の治世に於いて注目すべき第1のものば、Assize of Arms の修正・再公布である。Assize of Arms の修正・再確認は、ヘンリー三世の成年の近付くとして先ず 1113年と、次いで 1110年及び 1111年に行われて⁴る。Assize of Arms は、周知のように、封建関係に命ぜられてゐる諸陸層に対する武装を規定するものではあるが、携行・準備すぐれ船賊に関する規定であり、Watch and Ward, Hey and Cry の如き治安活動との関係が密接であつて、Assize of Arms の対象とする武兵がいかに現実の戦斗に活躍したかは、個々の場合に発せられた「軍務召集令状」を参考にしなければならぬ。この方面の問題についての優れた研究を公にしていき Michael Powicke の研究に基いて、ヘンリー三世治下の兵制の変化の若干の特徴を記せば、ヘンリー三世治下の多くの戦斗に際して発せられた「従軍召集令状」から見て、国王直属封臣に、全 servitium debitum を率いて召すものに命じた例の他に、ある特定人数を指定してその人数の下属封臣のみを率いて応召するもくに命じた例、またこれらの点が極めて漠然たる例も多く存するといふ、まだ一二六四年のように全 servitium debitum を率いて応召する令状が発せられるると共に、民兵組織の動員も行われてゐることなるよりして、所謂「封建軍制」の後退乃至下降が続行してゐたことが理解せられよう。また、この治世に注目すべき現象として、非封建軍の指揮者となり、かつまた、後の Commissioner of Array の先駆となるべき民兵の動員並に組織の任に当るものとして、バロン層の人々が特に任命されてゐる例の見ら

されることである。上述した全 servitium debitum の召集に当りて同時に民兵の召集の行われたことの他に、ヘンリー三世の治下に民兵召集の実例が存するが、このことは次に述べる Assize of Arms の改訂と併せ見る時、よりよい民兵の選抜、並に民兵隊の組織化、指揮能力の向上にも本格的な努力が行われていたのを証するものであつて、非封建的軍隊の重要性の増したことを物語るものに他ならない。ヘンリー三世の治世には、一一八一年の Assize of Arms が数次修正、再公布され、これらを通じて一一八一年の Assize of Arms もつも多くの点で進展が見られる。即ち武器携行の分類が細分化したことが、全ての再公布について指摘し得るが、一一四一年のそれに於いては、一五 liberate の土地あるいは六〇マルクの動産所有者には、軽装騎兵としての義務が課せられる一方、二ペウンの動産所有者に対して長弓歩兵としての軍装が義務づけられている。後者は、後の百年戦争にイングランド軍の勇名を轟かしめるかの長弓兵に他ならない。更に、一一五三年の再公布に於いては、この Assize のより厳格なる履行を規定すると共に、刀、矢及びその他の軽兵器については、その装備と維持を各邑に義務付けてくる。これは正に武器に関する自治体の共同責任の最初の規定である。この自治体の共同体的性の強化の傾向は、十三世紀イングランドの国制を考察する場合に看過し得ない一面ではあるが、この問題は、それ自体極めて複雑な内容をもつもの故に、本稿に於いては敢えて割愛して置きたい。

最後に一言して置かなければならぬのが所謂「Distraint of Knighthood」の問題である。これは上述のように封建軍役の実現の後退、軍装の精密化などに伴つて、騎士封所有者のうち騎士紋勲を受けない者が現われたことと、一方では、当時の現実の軍隊に於いて尚騎士が中核としての地位を占めて居り、更に、諸方面にその活動分野を広げつゝあつた地方自治体の中心になつたのが騎士であつたこと、一方では農村・都市を通じて新興の階層が形成されつゝあつたことなど、複雑な要因があるが、所謂「Assize of Arms」の規定に合致しない、更に富裕な層に「騎士紋勲」を強制したことなどを語る。この制度は、Helen Cam の指摘するようにイングランド国制史上、他諸国のに類例を見ない制度であつて、

社会史、政治史からも注目に値する問題を含むが、Michael Powicke ムネルカハニー11世の頃から現在に至るまでの実施を見られると言われてゐる。⁽¹⁵⁾しかし、これらの「騎士強制」を促した主たる契機は、Michael Powicke の間へもつて、恐らくより多くの戦士たる「騎士」を得たいとする国王の軍事的要求にあたるためのものである。以上、Assize of Arms の修正・再公布、それに基く「軍役召集令状」が現実に発せられてゐることなどに加えて更に「騎士強制」による社会の比較的富裕な分子に騎士勤務を課すことにより、封建軍隊を補完するためのこの間の国民兵組織がくわこー11世治下で大いに整備したことは否定出来ない。この傾向はエドワード1世によるハーレー継承・発展やしむるかに、伍體 Statute of Winchester を生むのである。

要するに、ジョン王が初めて Magna Carta を発してから 1111 年紀末までに大きな社会的進化が進行してゐたことが指れではない。 (未完)

註

(1) Assize of Arms (1181 年) の規定の大要は以下の如

くである。す、1 騎士封を保有する者は、よろこ、かぶと、楯、

長槍各 1 組を用意する。す、16 マルクの動産あるこば地

代を有する自由人は、よろこ、かぶと、楯、長槍各 1 本を用意

する。す、10 マルクの動産あるこば地代を有する自由人

は、鎖かたひ、鉄帽、長槍 1 本を用意する。す、全市民

また全自由人は gambeson、鉄帽、長槍 1 組を用意する。

す、全ての上述の人々は、毎年 St. Hilary の祝日の前に、規定の武器を所持し、国王及び王族に忠誠であることを誓つて、武器の他人への売買の禁止。す、死した人の武器の処分

の問題。す、国王の許可なく武器の海外への移動の禁止。す、伍體檢證の方法。等を規定してゐる。

(2) Michael Powicke, Military Organisation in Medieval England, (Oxford, 1962). 第 11 章「The Reconstruction of Military Duty.」等 p. 56-p. 62.

(3) 16. Nullus distingatur ad faciendum majus serviceum de feodo militis, nec de alio libero tenemento, quam inde debetur. [Articles, c. 7; 1225, c. 10.]

(4) M. Powicke, Military Obligation. 第 5 章「Henry III and the Jurati ad Arma」

(5) す、110 年 (Book of Fees I, 27)。

アリ。1111年11月16日、(Rotuli Litterarum Clansarum I, 69.)。騎封保有者で現実に騎士敍勲を受けているこ

者に強制的に絞勲するよう各 Sheriff に命令する令状。

三、 1111〇世 (Pipe Roll 14 Henry III (ed. Chalfont Robinson, Princeton, 1927) p. 196, 52, 86, 131.) 之、 錄題名

Kent の Sheriff は、(Close Rolls, 1231-34, p.152) 1231 年 6 月 16 日に、

クリスマスまでに騎士紋勲を受けぬぐあいとを訓むべし。す。
〔五〕、一一一四年一月七日、(Close Rolls, 1234-37, p. 156)。
国王は一騎士封もしくはそれ以上を国王から保有し現に騎士
なつていな全ての者に、クリスマスまでに武器を執り紋勲を
受けるように各 Sheriff に命令。

Hereford の Sheriff は Hereford の正教かへ（歳十萬鎰）
へせられ以上を保有する金の額を（年一月一）日並に總額を
支へんと命令す。

王、111回1母11回10回、(Close Rolls 1237-41, p. 428)、
Bedfordshire 及る Buckinghamshire の Sheriff は、

封及び Socage によつて、Oliberate の土地を有する者、ある者は一騎士封を有し騎士敍勲を受けていない者全てに翌年一月一日までに敍勲せしむることを命令。また他の元の Sheriff

にも同様の命令が送られたらしく

エ、[[臣]]臣[[臣]]臣[[臣]]臣[[臣]] (Close Rolls, 1237-41, p. 430)°
Bedfordshire Buckinghamshire ④ Sheriff 111111
[[臣]]臣[[臣]]の令状の実施を詔令。

⑩、一一四一年二月十九日、(Close Rolls, 1237-41, p. 486)、前述の命令に服しなかつた者は Westminster に出席して、その理由を述べしめ。また、ガブリエラの軍役に参加しなかつた者のリストあり。

丁、一一〇回四年五月一回四、(Close Rolls, 1242-47, p. 242)、
「〇 liberate の土地保有者全てを強制的に絞歎せしむるべ
Sheriff に命令。これを逃避した者を厳罰に処す」とある。
丁、一一〇回五年五月六日、(Close Rolls, 1242-47, p. 354)、
(Conwall・Lincoln 及び北部諸州を除く) Sheriff は、国王
より騎士封を保有する者、及び〇 liberate の土地保有者、
国王以外から騎士封を保有して絞歎せしむる者全員に強制
絞歎を命ずる。

1114八年六月一ノ長印 (Close Rolls, 1247-51, p. 116), Southampton ⑤ Sheriff 之 Michaelmas 月ノ日ノ liberate の全土地保有者の強制収監を命ぜ。

臣、1141年ハリカム、(Close Rolls, 1247-51, p. 557)、Kent の Sheriff は、110 liberate の土地保有者をへせし〇ペカハムの領地ある騎士封保有者を収監してこなに領金頭を収監の強制を命令。

臣、1151年10月17日、(Close Rolls, 1251-53, p. 430-431)、Sheriff は、「土地・騎士等」、110 liberate の土地保有者、110ペカハムの騎士封保有者を収監せしめ領金頭に次のマースター(めだはクリベーバ)を主張し、収監を命令した。

臣、1154年8月10日、(Close Rolls, 1253-54, p. 154)、110 liberate の領地の全土地保有者と110マースター共に収監を命令。領地の土地保有者にはばへしの理を指しては収監した。

臣、1155年9月18日、(Close Rolls, 1254-58, p. 135)、Yorkshire の Sheriff は、110 liberate の土地保有者ある110ペカハムの領地ある騎士封保有者を収監せしめなし領金頭の収監を命令した。

臣、1156年4月11日、(Close Rolls, 1254-56, p. 293, 418)、Sheriff は、110 liberate の土地保有者である領地の収監を命令した。領金頭の収監を命令した。

臣、1156年4月11日、(Close Rolls, 1259-61, p. 171)、Sheriff は、110 liberate の土地保有者の収監を命令した。

臣、1157年5月、(Close Rolls, 1261-64, p. 125)、Cum-

berland の Sheriff は、110ペカハムの騎士封保有者が110 liberate の土地保有者全頭の強制収監を命令した。

臣、1158年4月15日、(Close Rolls, 1264-68, p. 110)、Somerset 及び Dorset の Sheriff は、命令。